

〔大阪体育大学紀要  
第30巻(1999) pp.165-175〕

# いわゆるスポーツのモラルについて

齊藤 了文

On so-called 'moral in sports'

Norifumi SAITO

BULLETIN  
OF  
OSAKA UNIVERSITY OF HEALTH  
AND SPORT SCIENCES

〔大阪体育大学紀要  
第30巻(1999) pp.165-175〕

## いわゆるスポーツのモラルについて

齊藤 了文

1999年3月31日受付

On so-called 'moral in sports'

Norifumi SAITO

### 序 倫理学についての理解

倫理やモラルについては人によって様々なイメージを持つかもしれない。そのために、スポーツの事例に限らず、様々な場面で意見の不一致が生じることがある。そのままでは收拾のつかない事態になるので、ここで論じる議論の場面を特定することにする。そのために、倫理についての私なりのイメージをまず提案することにしたい。そして、この立場は(それをどの程度認めるにせよ)スポーツのモラルに関する多様な見解を位置づける尺度としては役立つであろう。そのため、極端な倫理学説には与せず、曖昧ではあっても比較的中庸と思われる立場を設定する。

倫理学は、和辻にならって、人間関係の学問と考える。そのとき重要な論点は、倫理ということ、人間全体の生き方が問題にされているということだ<sup>1</sup>。例えば、勤めている会社の中での人間関係を良くするにはどうしたらいいかということ、倫理の問題というよりも、会社での適応

の問題だろう。会社の生き残り戦略のために中で働いている人の行動を、忠誠を誓わすという仕方で、経営者はコントロールしようとしている。軍隊の規律もこれに似ている。このように小さな共同体における適応は、広い意味での儀礼の問題として理解される。そして、礼儀やグループの一員としての意識はグループ存立の条件になりうる。

ただし、ローカルな礼儀作法は社会全体の倫理と必ずしも一致しないことに気を付けねばならない。人から恩恵を受けるとお礼をするのは小さな共同体での適応には必要だろう。しかしそれを一般化することによって贈収賄が生じるのはまずいことである。贈収賄は、形式的に見れば、便宜をはかってもらった人に対してお礼をしているにす

<sup>1</sup> 良心と法を対比して、前者のみを倫理の領域と考えるのではなく、「法は倫理の最小限」というイエリネックの言葉に似たような仕方で社会倫理を問題にする。(この立場を示しているのものに、例えば『法学入門』団藤重光、筑摩書房、第1編第1章第2節がある。)

ぎない。局所的に見れば、儀礼にかなっている。しかし、ここで本来の関係者（納税者）の利益にならないように決定が下される（贈賄側が甘い汁を吸う）ことに問題がある。この意味で、倫理はより大きな社会を考えた場合の行動規準を問題にしているといえる。

さて、それとは少し違ってある分野に関する倫理が取り上げられることがある。例えば、生命倫理、環境倫理というように。ただこれは、分野は限定しても人間の集団の一部を取り上げたものでないことに注意する必要がある。例えば、生命倫理といっても、安楽死に関してもそれは本人と家族だけが関係する問題ではない。安楽死に関与する医者や安楽死する人と同じ立場に立った多くの人にも関わるという意味で法的にも問題になる。しかも「死」に関わる感情的な問題とも結びついている。環境についても同じである。下宿の部屋を汚くするのはその人の勝手かもしれない。しかし、家庭や会社内では、礼儀が問題にされ、更に広く不特定多数の人に影響する場合には、法や倫理が問題にされる。これが環境倫理が問題になる場所である。

つまり、他人に対する迷惑がある。そのときに皆が生きていくためにどういうルールを作るか、という問題設定が倫理学の問題だ。つまりローカルな礼儀作法を知ることではなく、多くの見知らぬ他人と生きていくための規則を知ることが倫理学の課題だ。ローカルな礼儀作法によってその人の生き方を全面的に縛るのではなく、思想信条の自由を認めた上で他人同士がどう生きるかを決めねばならない。

他人に対して危害を及ぼしてはならない。できるだけ多くの人の幸福を目指すべきだ。思想信条の自由はできるだけ守るべきだ。これら3つの規範を使った生き方を倫理的生き方の中心に置く。その上で、スポーツのモラルがどう位置づけられ

るかを考察する。

## 第1節 日頃の練習

スポーツをする人のモラルは様々な場面で問題になる。以下、幾つかの場面に分けて考察を進める。まず第1節では、肉体と精神を鍛えるとされる日頃のトレーニングの場면을扱う。次に第2節では、試合を行っている際の、フェアプレイと言われる状況について調べる。次に、第3節で試合を行う場合の前提状況となる、ルールの決定やドーピングの問題を扱う。（フーリガンやIOCのオリンピック開催地に関する問題は、スポーツに「関わる」モラルの問題を提起するが、スポーツを「する人」のモラルではないので、この小論では扱わない。）最後に、第4節で専門家の倫理という視点から、プロの行動規範を考えて行く。これらの考察は差し当たり暫定的なスケッチにすぎず、さらに意見や情報を集めることによって、スポーツのモラルの位置づけの問題を考えていきたい。

さて、まず日常のトレーニングの場面で考えてみる。スポーツによって、団体生活が身につくということも言われる。集団としての礼儀作法が身につくということである。上下関係が身につくかもしれない。

しかし、この意味での集団内でのマナーというものは、倫理的にどう評価されるのか。多数の人間と一緒に生きる知恵を得るという意味なら理解できる。ただ、この行為が善であるとか、善い行為であると一概に言えるわけではない。

例えば、努力するからこそ、勝ったときの喜びがわく。人間の生まれもった体と能力を鍛えて努力してスポーツで勝つから、美しく楽しく人に感動さえ与える。「一人ズルをするのは、周りのがんばっている人に対して失礼だ。」「汗を流して努力して初めてスポーツ選手としての誇りがもて

る。」このような意見が述べられることも多い。これは、集団の中で身についた行動規範は、「善い」行動規範、もしくは、少なくともそれに導く行動規範であるような印象を与える。この行動規範について更に考えていこう。

さて、事実の問題として、スポーツマンは礼儀正しいとか、フェアプレーだとかさわやかだとよく一般的に言われている。しかし、「実際は上からの指示、押し付けになって正しい判断をすることができない」、また、「礼儀正しい人間は多いかもしれないが、それは世間的なイメージだ」、というような評価をする人々もいる。事実問題に関する限り、完全に高潔な人格の人が世の中にそう多くいるとも思えないので事実問題にはあまり拘泥しないでおこう。

もう少し原理的な話を考える。まず自己修養を問題にする。精神的肉体的訓練は、球技などではチームメートとの連携の中で行われ、陸上などではコーチとの個人的接触があっても比較的独立して行われることが多い。努力して目的を達成することは貴重な経験である。しかし、この意味での自己修養や自己認識は自己満足との区別ができず、それだけでは他人との関わりを扱う倫理の問題としては不十分である。また、自己修養それ自身はすべての仕事や研究においても行われることなので、それがスポーツに関して特徴的であるとは思えない。

すると、団体生活が身につくとか、礼儀正しい、フェアプレイを心得ているといったことが、日常の訓練で身につく行動規範と言えるかもしれない。(フェアプレイは次節で論じることにする) スポーツマンのさわやかさの理由の大きなものは、挨拶をすることに始まる団体生活の規律を身につけていることにあるといえる。これは、人間関係の学問である倫理との親近性を持っている。したがって、団体生活の規律と倫理との相違

を以下3つの側面から説明することにする。

まず第一に、団体生活の規律はある意味で、小さな集団の中での適応の問題になっている。「序」で述べたような、ローカルな礼儀作法の記述になっている。その意味で、団体生活の規範に従うということは、いわば、会社人間が自分の会社を守るために、総会屋にお金を払う事例と似たところもある。この行為は、きっと会社という集団にとっては非常にいい行為であったろう。しかし、より広い世界の中では、それは許し難い行為になる。つまり、お客に対して、また株主に対して背信行為をしていることになる。会社人間予備軍は、現代では少なくなっていることもあってこのような団体行動をしてきた人々は得難い人材ではあろうが、倫理的観点から非常にいい人間を作り出しているかどうかは疑問である。

第二に、時には、クラブの結束のために強い下級生をつぶすようなことまで行われている。この場合には、「序」に述べたような他人に対する危害を及ぼすという規範だけでなく、多様な思想信条を許すという考えが侵害されることにもなる。

第三に、上下関係というのは、選手を無知の状態におく。依らしむべし、知らしむべからずである。自律的でなくしている。選手に最終的な責任をとらせないことによって監督は選手を庇護する。選手は操り人形に近いものとみなされる。このようなスポーツ選手は政治的でさえもありえない。そして、自律的人間という規範とは対極にあるようにさえ思える。

また、剣道や柔道のように、礼儀作法として文化を伝えるというものもある。これは茶の湯や生け花と同じく、日本の文化の伝導ではあっても、その点だけでは、「序」に述べた意味では倫理とは結びつかない。

このように、スポーツによって儒教的礼節(時には西洋の騎士階級のモラルと結びつくフェアブ

レーの精神)が教育できるとしても、それは「序」で述べたような自律的人間の生き方に関わる倫理とは違っている。つまり、ここで形成される典型的な人間はつきあいたい人間ではあっても、自律的な人間という観点からはそれほど評価できるとは思えない。

## 第2節 試合の最中

### 戦術

次に、フェアプレーとかスポーツマンシップと結びつく価値観である。これは基本的には、スポーツを行っているときに問題となる行動様式だ。

まず確認しなければならないことは、フェアプレーは正々堂々と対戦することではあるが、このとき戦術や戦略を全く使うことはできないというのではない。何らかの駆け引きを使うことに問題はない。バレーボールで、ミスした子を次もねらうとか、ソフトボールで胸元すれすれのボールを投げることはルール内の戦略である。

また、1992年の高校野球で松井秀喜(現、巨人)を5打席連続敬遠した監督がマスコミにたたかれていたことがあった。彼は、勝利至上主義であって、もっと高校生に正々堂々と試合をさせたかったというような意見であった。一応ルールに則っていても世間の趣味に合わなければ非難される。しかし、これは本当にフェアプレーでないとと言えるのか。マスコミや世間の価値観に合わせてスポーツを評価することはある。しかし、それではスポーツに独特の倫理を考える理由はない。

松井の敬遠の問題も、ルールに反しているかどうかの問題ではなく、日常生活でのイジメに近いものをそこに見取ろうとしたところから生じたと考えられる。その意味で、ワイドショウの餌食になったことはよく理解される。しかし、同じく真剣勝負といえる将棋などでは、対戦相手

の生活状況とは関わりなく全力で戦うことが要請される。ただ野球はあまりにも親しみやすいため、日常生活とは離れたスポーツの「遊び」の側面を忘れて、感情移入しすぎたのではないかと思われる。

少なくとも、スポーツでルールに違反したことをして勝利した場合には、フェアプレーだとは言えないだろう。しかし、スポーツが完全にルールに縛られている囲碁、将棋のようなものであれば、フェアプレーということは基本的に問題が生じない。将棋の奇手は一つの戦術にすぎない。

競技スポーツでは、戦術を使う。つまり、規則で認められている限りで、相手の裏をかいたり、騙したりすることは許される。それこそが、情報戦として興味のあるところでもある。これは、通常の世界では、基本的には許されない。もちろん、将棋や囲碁やチェスなどでも、様々な駆け引きが行われる。これらが許されるのはある限定されたルールに従っているからである。日常世界でも、ルール、法律に従っていさえすればうそをつくのはたいした問題ではないかもしれない。恋愛や取引では情報の隠蔽や思い込ませが存在する。しかし、基本的には日常生活で嘘をつくことは許されない。

恐らく、スポーツの世界は限定された世界であるために、すっきりしたルール(例えば、それに違反すれば野球をしているとはとてもいえないという構成的ルール<sup>2</sup>と呼ばれる体系)があり、それに従っているかいないかがはっきりし、明確できれいな世界になり得る。

<sup>2</sup> p.25『スポーツ倫理学入門』R.サイモン 不味堂(1994)。なお、この構成的ルールについてのアイディアは、ジョン・ロールズの論文「2つのルール概念」((原論文刊行は1955年)『公正としての正義』田中成明編訳、木鐸社 所集)に由来すると、伊勢俊彦(立命館大学)より教示され、その点を確認した。

もう少し、ルールの下での競争ということを考えよう。競争をするということ自体が自己中心的な勝利を求めることだと道徳的に非難されることもある。しかし、競争自体はあらゆる動物が巻き込まれている自然的な状況であり、極端でなければもちろん許されることである。そして、スポーツの場合には「遊び」という観点が存在する。競技スポーツは、行動を非常に制限したルールの下での競争であって、道徳的に非難されるべき無差別の戦争とは違っている。その意味で、スポーツ＝競争＝悪、という道徳的評価をするのはおかしい。「序」に述べたように、多様な思想信条を許すべきである。つまり、競争に楽しみを求めることそのことを非難してもしかたがない。ただ、ボクシングのような他人に危害を与える競争はここでは問題として残るが、その点の考察は第3節で行うことにする。

ルールの下での競争という点では野球も将棋も同じである。それでは、チェスや囲碁将棋をするのとスポーツの競技はどこが違うのであろうか。身体を使うことによって、道徳的に高尚なことが行われていると考えることはどうしてできるのか。相手の身体に対して危害を与える可能性が含まれているということはいえる。にもかかわらず、相手に対する配慮があるかもしれない。テレビゲームもヴァーチャルリアリティになることによって、現実との区別がつきにくくなる。チェスは遊びと分かっているが、野球はそう思えない側面がある。そのため、倫理規範まで遊びの世界に導入したきらいがある。

しかし、この世界をそのまま現実の世界に拡大することは、誤った類推であり、ごく自明な誤りに陥ることになる。あるルールを破った時のス

ポーツでの制裁は、例えばサッカーではペナルティを得るとかイエローカードを与えるといったようにその競技内で処分規則が決まっている<sup>3</sup>。フェアプレイを考えようとする、スポーツがルールに従った遊びであるという側面を見逃してはいけない。そして、この点から考えると、スポーツはもちろん倫理とは独立の行為であることが分かる。

### 審判

フェアプレイと結びつくスポーツのモラルに関わるもう一つの問題は、審判の問題だ。審判は人間だ。だから、間違いもするし、ルール違反を見逃すこともある。(監視する立場のものが、ルールを故意に破ると大変なことになる。その意味で警官の汚職は、銀行強盗よりも問題が大きい。)このとき、審判の見えていないところでもルールを守るというのがフェアプレーの精神なのか。このとき、例えばロボットとセンサーを使ってルール違反を完全に取り締まったなら問題は生じないのではないのか。こうすると、ルール違反は完璧に取り締まれるかもしれない。将棋でフェアプレイの問題がないのも、ルールに従っているか否かが明確である点が高い。

ここでスポーツの審判と法律を扱う裁判官の対比をしても面白い。審判は手際よく判断を下すために、判定の絶対性が付与されている<sup>4</sup>。それに対して裁判では、判決に対して異義を述べるのが制度として許されている。これは、現実の世界では無実の罪で不利益を受ける可能性を少なくするためである。それに対して、スポーツでは(ヨッ

<sup>3</sup> 例えば、『東京大学公開講座 スポーツ』[パネル・ディスカッション]「スポーツを社会科学する」での六本佳平の発言 (pp.306f.) を参照。

<sup>4</sup> 「私がルールブックだ」というのがその象徴的な言い方である。ただし、欧米での審判とは違って、日本の審判には権威がないということも言われる。(例えば、「プレイヤーのモラルと審判の権威」杉本厚夫『体育科教育』1998-1, pp.48-50)しかし、ここでは事実問題ではなく、原理的な問題を扱う。

トでは少し違うようだが)客観的にはおかしくても審判の判定はくつがえらない。つまり、裁判は生身の人間を扱うためにその人の人権を護るような制度がつくられている。それに対して、スポーツの審判は、プレーヤーの名誉や正しい主張よりも、ゲームの流れを重視する人として、制度的に位置づけられている。ここにもスポーツが「遊び」であるという性質が再び顔を出している。

スポーツの試合と、テレビゲームとを比べて見よう。これはルール違反が明確な点が、スポーツの試合とは違っている。いわば、囲碁、将棋と同じである。ルールの下での個人の強さと集団の駆け引きの勝負になる。そして、これらのゲームでは、基本的にフェアプレーという言い方は無いように思える。全てがルールに従うことができれば、アンフェアなんてことは起こらないだろう。将棋の歩を横に動かすなんてことをすれば直ちに負けが宣告される。

また、例えばテレビ中継をすれば、隠れてやったルール違反が白日の下にさらされることになる。これは、ある意味で現代的関心の中心をなしている情報公開の考え方である。これによって審判が厳正になったのと同じ効果があり、選手にはフェアプレーを強要する効果がある。分からないようにファウルをしようとしても視聴者にはすべてバレてしまう。すると、スポーツマンシップは、ここで意識的に選手に行動を慎ませる規範の宣言となる。このような選手に対する心理的コントロール(モラルの押し付け)は、テレビ中継を通じた視聴者による外的非難と同じ機能をもつ。

さて、ルールに違反した場合のことを更に考え

<sup>5</sup> 『東京大学公開講座 スポーツ』[パネル・ディスカッション]「スポーツを社会科学する」での六本佳平の発言(p.305)。ここでは、川島武宜「『国際ヨット競技規則』におけるイギリス的『法の支配』の原則」という論文が参照されている。

てみよう。審判が見ていないときに反則を犯す。恐らくこれは、「審判だけ」がルールの決定ができる(アンパイアのストライクの判定)ということから帰結することだと思われる。すると、審判が見ていない時に無茶をすることは、ルール上は許されることになる。ただこのとき、見物人がいることがある。彼らは、選手の反則を見つける。そして自分のチームが不利になる場合には、感情的な反応をすることになる。しかしこれは倫理的な問題だろうか。(プロレスの悪役は、審判が見ていないで、しかも観客は見ているという立場に立って、行動をして、面白いショーを繰り広げている。)

サッカーにおいても強い身体的接触がある程度許されている。フェアプレーかどうかは時代とともに変化していく。また、見物人に対して、フェアであることを「売り」にする選手も出れば、悪役を「売り」にする選手も出るだろう。これは、限度を超えた無茶にならない限りはショーの一部であろう。そしてその限度を決めるのがスポーツのルールである。ボクシングでTKOが、選手本人の意志に関わり無く許されているのもそれと同じだと思われる。

以上のように、フェアプレーはルールの判定が絶対的でないという状況で意味がある。ファウルを犯した場合のペナルティが完全に決定しているならば(このような方向にスポーツのルールは整備されてきている)、特にフェアプレイとして高尚な意味を与えられるような行動は存在しないことになる。それは、テレビゲームの中でのサッカーゲームでフェアプレイが存在しないのと同じである。そして、ルールに違反してファウルを犯した場合には、相手に有利に試合が再開されるというルールがまた作られている。だから、その場合には特に倫理的でないと非難される行動は存在しない。(人に怪我をさせるという意味でのファ

ウルは第3節で扱う。)

### 第3節 試合の前提

#### スポーツのルールをつくる

次に問題になるのが、危害原理とスポーツの公共性の問題だ。さて、身体的な接触が多いラグビーやアメリカンフットボールでは問題が大きい。人間は、人の迷惑にならない限りは何をしてもいいというように自由を広く理解するかもしれないが、その場合でも人に迷惑をかけることはよくないことだ。そして、身体的接触の多いスポーツでは、よくないことが起こりそうな条件は整っている。すなわち、ファールが起こることはいわば当然である。(ゴルフはその点で違っている。)問題は、このファールを故意に起こしたか、偶然起きたかということである。ただ、この見極めはなかなかつきにくい。だから、ある意味で審判に、ここで絶対的な力を持たせなければならなくなる。曖昧な状況においても判断を下すのを躊躇すれば、スピード感のあるゲームは成り立たない。しかし、絶対的な権力をもつと政治的な圧力や利害関係で勝敗が決定することもあるかも知れない。(ある審判は、どこかの球団の回し者だ、という噂は絶えない。)

ところで、このルールを作る過程をどう考えればいいだろうか。これはこれまでの生活習慣が関わってくるために何らかの倫理は含まれているだろう。例えば、ボクシングでも人を殺してしまうようなルールはなくそうとする。身体の接触が多いスポーツはその点に考慮したルールをつくらうとする。身体に対する接触が多いために、他人に対する迷惑をかける可能性が多くなる。この点で、倫理を考慮したルールが必要になる。

例えば、胸元すれすれのボールを投げることはよくても、死球を投げるのは許されないだろう。いわば、やりすぎはいけないということだ。(ラ

フプレーで刑事事件になることもある。)ラグビーなどでも、余りに無茶をしてはいけない。少しの問題は、フェアプレーに関係づけられない方がいいだろう。ボクシングなども含めて、身体的接触が大きいスポーツにおいては、日常生活の倫理である「人を傷つけてはいけない」という規範とスポーツのルールの調和が図られている。自己決定とはいっても、自殺の補助をするところまでいくと、社会的に認められるかどうか非常に問題になる。つまり、ある程度の身体の安全性を考えた上で、ルールが作られている。

もともと、スポーツをするということは、ルールに従うことを自分で決定したということである。殴られて傷つく可能性を理解した上で、ボクシングを行っている。ルールに従うと自己決定した上でスポーツが成り立つ。だからこそ、レッドカードをもらおうと、否応なく退場しなければならないくなる。

自己決定してスポーツをやっているのだから、基本的にはそこでケガをしようが、骨折しようが自己責任にまかされることになる。しかし、上にも述べたように余りにもひどい結果、大怪我や死亡などがあった場合は問題はややこしくなる。人を傷つけることは自己保存(正当防衛)なら許される。現実の世界とは違って、ゲームの中でどの程度許されるかは、ゲームの面白さや安全性などとの兼ね合いの問題だ。

ここに、ルールをどのように決めるかという問題が生じてくる。ゲーム中にルールを破ることは許されない。審判について述べた時に判定の絶対性について述べた。しかし、ルールの改定を提案することは許される。悪法も法であるが、その法の改定は別の課題になる。

ただ、スポーツは自分がするだけでなく、人に見せる点も重要である。そのためルールの決定にはそれ以外の側面が大きく関与している。特に



ゲームの公平さ（これは結果が分かり切ってしまうって見る気を起こらなくさせないという点だ）のために、階級制がとられていたりする。また水泳やスキーの複合のように（一見、日本に不利になるように）ルールが政治的に改定されることも起こる。しかし、それでもルールが決まった上は、それに従った競技でないと、そのスポーツの中では失格になってしまう。

この意味で、スポーツにおいては、見せるという要素が効いてくるために、身体の安全に関わる倫理学の関与する部分は相対的に小さいといえる。

### ドーピング

ドーピングも何が悪いのか<sup>6</sup>。この問題はリベラリズムと麻薬との問題と同じである。人に危害を及ぼさない限り自由を求めようとするリベラリズムにおいては、麻薬は自分の体を痛めても他人に危害を及ぼさない場合には、麻薬の使用を法的に規制するのがおかしいということになる。（賭博や猥褻等の問題もこれと同様にリベラリズムの立場からは規制反対が主張される。）おそらく、規則を決めてある種の薬を飲んだ者はこの競技会には出られないとしたことが問題だ。このような規則がある限り、規則違反は咎められる。ただ、規則で禁止されていない薬は使うことが許される。もちろんこのような薬は自分の体を痛めることもあるだろう。しかし、自分の体を省みず医学の実験台になった華岡青洲の妻は誉められたので

<sup>6</sup> 「ドーピングは本質的に悪だから、その悪を浄化するための啓蒙が必要だ。」こういう主張は時折見られるが、単にこう主張するだけでは価値観の押し付けになり、思想信条の事由に反する。もとろん、反ドーピングを多くのアスリートに納得させ遵守させる根拠を与えられれば、その根拠に基づく自己決定を各人が行うことになる。しかし、その根拠の提示はこれまで行われたとは思えない。それが、ドーピングを自己決定する人の多さに現れている。

はないのか。自分の命を顧みず、演劇に一生を捧げたという話もある。自分の体を省みず世界新記録を目指すことは何故問題なのか。一つには、人間をサイボーグにする技術があまりに進んでいることがある。こうなると、もう面白くないだろう。もちろん面白くはない。しかし、これだけの理由なら、ドーピングをする時に倫理的に恥じる必要はどこにあるのであろうか。

ドーピングはオリンピックで問題になっている。しかし、この一体何が問題だったのか。オリンピックは参加するだけでなく勝つことが目的とされているからこそ、競技者本人やそれを支える国家などが、（自分以外の人）がドーピングによって勝負に勝つことを嫌うのである。

基本的に、人に迷惑をかけない、人のためになることをする、という、危害原理と最大多数の最大幸福の言い換えのような考えがある。これらをもとに考えると、ドーピングは人の迷惑になることをやっているのか。人に勝つことが迷惑だとはいえない。その意味での、競い合いはスポーツの中に含まれている。それでは、何が迷惑なのか。

自分の体を痛めるという点がある。これに当たる。これは、タバコをすったり、麻薬をやったり、することに等しい。しかし、多くのボディビルダーのように、自分の体の魅力を増すために、筋肉増強剤を使っている人はいる。これが、自己決定だとすると、彼に対して何を言えるのか。冒険家と言われる人が、南極を縦断したり、太平洋を横断したりするのも、これに近い。自分の身を危険にさらすことを厭わず、自分の目的を達成しようとする。

また、逆に薬物検査はプライバシーや市民的自由と矛盾するという議論がある。しかし、警官や消防士、パイロットなどには薬物検査を義務づけることが許されるだろう。この理由は、彼らが麻薬を使っていた場合には、公共の福祉が大きく害

されることになるからである。他人に対する危害を及ぼす可能性が大きい場合には、個人の自由は抑えられることになる。最大多数の最大幸福を求めるために、自己決定が制限されることは認められる。

ここで、「するスポーツ」と「見るスポーツ」を区別するのもいいかもしれない。つまり、自分でスポーツをする人にとっては、そこにどのような危険があっても、その危険を受け入れる準備さえ整えば、あとはその人の問題になる。遊園地に行くのも、映画を見るのも、デパートに行くのも、整形手術をし、毎日のように漢方薬を飲むのも、ヒマラヤに登るのもそれぞれの人々の勝手である。

ただし、するスポーツといっても競技スポーツと言われるものは、その性質が違っている。これは、勝利を目指す。勝ち負けがある。これは、無法地帯でのケンカとは違って、ルールの下での競争である。このときには、野放しにすればスポーツの公正さが失われるために、薬の使用は禁止されることになる。「パフォーマンスの向上・改善を意図した薬物使用は、当初はスポーツ界ではなく競馬界で始められた。しかし、動物愛護のためというより賭けごとの公正のために禁止された。』つまり、人間は大事な自分の馬や、自分の体を慮るよりも、競争に勝つことを目指す。(ちなみに、「最近の米国の報告によれば、「この薬を使うと金メダルは確実にとれる力がつく。しかし、5年後には死んでしまうが、それでも使うか」のアンケートに、オリンピック選手の半数近くが「死んでもいいから使いたい」と答えたと伝えられ

る。』<sup>8)</sup>そしてそのときに、競争の公平さが求められるのは、その競争を見ている人、それに賭けている人、その勝負に関心を持っている人のためである。競馬の公正さは、わざわざ軽い馬体重の馬に重りをのせたうえで競争するところにも示されている。

ドーピングは自己決定という倫理基準からは非難できない。ただ、自己決定、自己責任という危害原理も、公共の福祉という点で制限されることがあった。これと同じように、ドーピングはスポーツの公正さという点で制限されるのだろうか。しかし、この公正さというものは、柔道で階級性をとって、それに違反してはいけないという主張と同程度の機能しか果たしていない。端的に言えば、スポーツとして面白くないというにすぎない。そして、ドーピング禁止というルールを作った以上は、それに違反したものは(倫理的かどうかはともかくとして)競技会に出場させないことには問題はない。ミスユニバースに男が出場できないのと同じことである。

#### 第4節 専門家の倫理

スポーツのプロということでもまず思いつくのは、プロ野球の選手である。これは、我々にとっては、見るスポーツの代表である。この意味でスポーツは、他の専門家、例えば医者や弁護士とは違った立場で、専門家が存在している。

この点は、テレビ中継に関して上で述べたことにも関係している。プロやオリンピックなどの祭典は、ショーである。だからこそ、選手の行動に対して、外から観客が評価しようとする。そのために、逆に選手の方も、観客に好印象を与えるような行動をする人々が増えるのもうなずける。ダイエーのサイン盗み疑惑についても、ゲーティなイメージを払拭するために、できるだけ速やかな決着が望まれた。球団の社長が責任をとって辞め

<sup>7</sup> p.119f. 「「スポーツと薬物」をめぐる問題」近藤良享 in 「スポーツの倫理」体育原理専門分科会編 不昧堂出版

<sup>8</sup> p.115 「スポーツとドーピング」入口豊 in 「スポーツの倫理」体育原理専門分科会編 不昧堂出版

たのもそれに関係する。人の評判が、収入や名譽に効いてくる社会では、もちろんその評判に合うように行動をすることが、大きなメリットをもたらす。適者生存である。プロの選手が、青少年の見本になるように言われるのも、世間の倫理に合うような行動を期待する社会的な要請である。

またこのとき、勝利至上主義をとって、いつもスクイズでしか点を取らないとすると、これは面白くない。だから、ファンから見放される。もちろん、負けが続いても見放される。

ただ、テレビ中継はラフプレーを見せることによって、子供に対しては悪い影響を与えるかも知れない。世界的なスターがマリファナを使用していると、子供たちにはすごく悪い影響を与える。ここではスポーツ選手は政治家やタレントと同じ位置にある。しかし、だからといって、有名人はすべてモラルのある人であることを要請されるわけではない。お笑い芸人やスキャンダルをよく起こすタレントも芸能界では生き残っている。ただ、スポーツマンは、フェアプレイと結びつくイメージキャラクターをもっている。この「遊び」の中での役割が、現実の私的生活にも外挿されるという心理的傾向は確かに存在する。

また、見るスポーツにおけるように、スポーツマンのスポーツに打ち込む姿に打たれる、といったことはある。しかし問題はそれをどう解釈するかにかかっている。つまり、教訓を得るということは、何からもどのようなことも得ることはできる。人生の師もいるかもしれないが、反面教師もいる。同じ感情の状態になるという意味での共感

<sup>9</sup> スポーツ参加によって、スポーツマンといわれる性格が形成されるというよりも、そういう性格をもった人だけがスポーツのプロになれるという考えもある (p.29f.『スポーツ倫理学入門』R.サイモン 不味堂(1994))。このときには、スポーツすることで選別は行えても、教育的意義はなくなるだろう。

は主観的なものであって、それは倫理的というには余りにも主観的すぎる。つまり、多様な人種や文化の中では、すべての人にとって同じように共感することはできない。その意味で、共同体全体のルールともなるべき倫理の基礎にはできない。

スポーツを見ている我々は、フェアプレイをするスポーツマンの姿を子供たちに示すことによって、公正さを具体的に子供たちに教えることができるであろう<sup>9</sup>。しかし、そのことは、プロの選手が道徳的に高潔であるとか、高潔であるべきだということを目指すも意味しない。極言すれば、スポーツマンは立場上フェアプレイという役割を演じているにすぎない。

ただし、コーチの倫理的問題は存在する<sup>10</sup>。セクハラやイジメに関わる問題がそれである。クラブ活動中の野蛮さは、見るスポーツの問題とは少し違っている。これは、学校内で体罰を加えたり、イジメをしたりするのと同じである。ここには企業や国家の圧力の問題が存在している。

これは、専門家の倫理の一種である。医者や弁護士が患者や依頼人を、素人だからとしてだましたり、自分の意のままにすることは許されない。それと同じことは、コーチにも求められる。

しかし、同じ専門家 professional とはいつても、プロ野球の選手の専門性は「みせる」というところに結びついている。プロは「いかさま」をしてはいけない。相撲や競馬や野球などでは、いかさまをすると、そのスポーツを見る興味が失せる。それは、見せることを目標とするスポーツに

<sup>10</sup> アメリカのスポーツの倫理綱領 codes of ethics においても、主題として取り上げられているのはコーチの倫理である。“Ethical Decisions in Sport” Edward J. Shea, Charles C Thomas publisher (1996) 日本の文献『スポーツの倫理』体育原理専門分科会編、不味堂出版においても、コーチの倫理については、14 節中 2 節が割り当てられている。

としては自殺行為である。これは、医者や法律家が、専門家としての知識を利用して素人を騙すことが職業倫理として非難されるのとは違っている。

この意味で、法律家や医者における専門家の倫理のあり方と、非常に異なっている。観察者を意識した倫理的行動をどう考えるべきかということは、もしかすると面白い問題を提起するかもしれない。

### ま と め

結局、ごく自明な結論かもしれないが、スポーツそれ自身が倫理的に特に価値があるわけではない。一種の遊びと考えた場合も、武道と結びつく儒教道徳を考えた場合も、自律的人間の倫理に対して特に貢献するとも思えない。また、スポーツのルールは倫理的配慮を含んだものになっているが、それはたいていの人間生活の規則がそうになっているのと同じようなものだ。ここには、生命倫理におけるように、公共の利益と個人の権利の調整のような問題はあまり見受けられないように思える。そして、スポーツをフェアプレイのような倫理の見本として扱うことも行われてはいるが、これが可能であるのも、スポーツが遊びであって、モデルとして使える規則から作れるからだ。現実の生活の全面と関わらざるをえない倫理とは違った場所に、スポーツという活動は位置している。

遊びの場面と現実の世界との相違をヒュームは次のように述べている。「遊戯のための社会には、競技の運営のために必要とされる規定がある。そしてこれらの規定は、それぞれの競技で異なるのである。確かに、このような社会の基礎は取るに

足らぬものである。そしてその規定は、全部ではないまでも大部分は変わり易く、恣意的である。その限りでは、それらと正義、忠実および忠誠の規則との間には本質的な相違がある。人間の一般的社会は、人類の生存のためには絶対的に必要である。そして、道徳を規整する公共の便宜は、人間および人間が生活する世界の本性において厳として確立されている。したがって両者の比較は、これらの点においては極めて不完全である。我々は、ただ人々が相互に何らかの交際を持つところではどこでも規則が必要であることを、それから学ぶことができるのである。」<sup>11</sup>

ここでは、人間の生存に絶対必要な規則か、変わり易いかというところで、遊戯の規則と道徳の規則が区別されている。これが、スポーツのモラルの特徴を考えるための基本的な観点なのである。

もちろん、現実の倫理に近い仕方ではスポーツの規則を作ることはできるかもしれない。しかし、そのようなスポーツが多くの人に好まれ、受け入れられるかは別の問題である。スポーツは、「遊び」という特徴が大きいにしても、身体を使うという意味で盤上ゲームとは違ったそれ独自の活動である。そのため身体的接触と結びつく、危害原理が関与し得る。

また、(野球やサッカーの)プロの倫理は、法律家や医者の専門家の倫理とは違った側面をもっている。もちろん、この側面は、対局を中継している囲碁や将棋のプロと同じタイプの倫理になると考えられるが、観客を意識することによって自律的な行動規範とはなりにくいように思える。

<sup>11</sup> p.55 『道徳原理の研究』D. ヒューム、渡部俊明訳、哲書房